

広報 あびこ

11月の納税は

健康保険税の3期分

あなたとあなたの家族の健康を守るためにも保険税は納期限内に納めるようにしましょう。

防火にまずあなたの心がけ

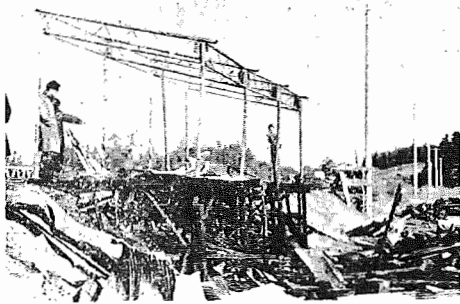
11月26日から 火災予防週間 ストープ等の火災防止が重点

十一月二十六日から十二月二日までの一週間、全国的に秋の火災予防運動がくまひろげられます。町でも近づく火災多発期を前に消防団の協力を得て強力にこの運動を推進し、予防消防の効果を期待してあります。この予防運動は①燃焼器具等による火災の防止、②事業場等の火災防止の二つに重点をおいておこなわれます。

燃焼器具には、石油ストーブ、石油コンロ、ガスストーブなどありますが、これらによる火災は年々ふえています。これらの器具の安全な取扱方法、安全な場所での使用について、みなさんに認識していただくために、火災を防止しようとする事業場等の火災防止についておこなわれます。

① 消防用設備(消火設備、避難設備、警報設備など)の正しい維持管理をするため、特にこの機会に点検をおこない、火災のとき円滑な動きが保たれるようしておくこと
② 危険物施設の事故防止のため、これら施設に対しては法令の基準を守り、強く指導し、危険物による災害の未然防止と災害が発生してもこれを最少限度にしておくための措置を講じておくようにする。

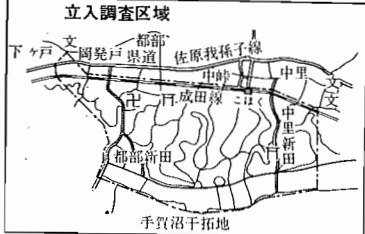
このように、防火管理者制度をより効果的にするため、防火管理者はもろろんのこと、経営者、勤務する職員等には防火の認識を高めていただきます。以上二つの重点的なことのほか次のようなことも実施します。
① 消防用設備(消火設備、避難設備、警報設備など)の正しい維持管理をするため、特にこの機会に点検をおこない、火災のとき円滑な動きが保たれるようしておくこと
② 危険物施設の事故防止のため、これら施設に対しては法令の基準を守り、強く指導し、危険物による災害の未然防止と災害が発生してもこれを最少限度にしておくための措置を講じておくようにする。



(ふだんの注意でこんなことにならないよう)

日本住宅公団首都圏宅地 開発本部公告才一八号

土地立入公告 日本住宅公団施行に係る



我孫子地区土地区画整理事業の準備のため次のとおり土地に立入りたいので日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第四十二条の規定において適用する土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第七十二条第二項により公告する。 昭和三十九年 十月一日 日本住宅公団 立入り場所 大字下ヶ字大字台原の一部、大字岡登戸字夷光作、台畑古屋下、沼

韓国から研究資料の照会

十一月一日我孫子第一小学校校長あて一通の航空郵便が届きました。差出人は韓国全羅南道光州市光州森林国民学校校長鄭榮五氏であり、聞いてみると次の様な文面でした。

「謹啓、天高く馬肥ゆる仲秋の佳節をむかえ、貴校の御繁栄をお祝ひいたします。本校は貴校と同じく国語教育分野と取り組んで研究しております。実は貴校の研究資料(研究計画書、報告書、その他)が本校の研究主題解決に参考になると思っております。どうぞ貴校の資料をおわけくださるようお願いいたします。後略」

我孫子第一小学校は、多岐子ども達の学力向上をめざして全職員が一丸となって研究に取り組んでおり、国語の指導では千葉県代表の小学校として注目を集めています。 昨年は千葉県教育委員会からこの点で表彰を受けたので、国語指導について研究書物を明治図書から出版して、全国的にも名をとらせた学校としての地位を上げています。最近でも鹿児島県立島の小学校からの資料請求に応じたり、沖縄や長崎市からの派遣教員を長期にわたって受け入れたり、伊勢崎市や宇都宮市から

事務などという選挙運動に関する事務を取り扱う場所的設備は、(ただし、知事選挙については特定の都道府県で四カ所設置されています) ④ 選挙運動は未成年者、選挙犯罪により選挙権を有しない者を除いて誰でも自由に行なうことができます。しかし、次の者は禁止および制限されています。 ① 選挙運動は未成年者、選挙犯罪により選挙権を有しない者を除いて誰でも自由に行なうことができます。しかし、次の者は禁止および制限されています。 ② 選挙運動は未成年者、選挙犯罪により選挙権を有しない者を除いて誰でも自由に行なうことができます。しかし、次の者は禁止および制限されています。 ③ 選挙運動は未成年者、選挙犯罪により選挙権を有しない者を除いて誰でも自由に行なうことができます。しかし、次の者は禁止および制限されています。

十一月一日から 狩猟の解禁 十一月一日から狩猟の解禁になります。 ① 銃は狩猟する場所以外では、必ず弾丸をぬいておくこと。 ② 銃にはいつも弾丸がためられているものと考え、銃口をやたらに人に向けたり引き金をふれないこと。 ③ 銃はこゝの手のとどかない安全な場所に保管すること。 ④ 農夫や木こりを獲物と間違えて発砲しないよう。



短歌会

文化祭の行事として短歌会を追加し、次のお知らせをいたします。結社を問わずお出かけください。初心者も歓迎です。 日時 十一月二十二日 午後二時 場所 商工会館二階

第二回	第一回
11月16日	11月9日
11月17日	11月10日
11月18日	11月11日
11月19日	11月12日
11月20日	11月13日
11月21日	11月14日

選挙豆辞典

選挙運動(三) 選挙運動は、特定の選挙について特定の候補者の当選を目的として投票を得るため得させるため直接、間接に行なわれる必要を有して有利ないさいの行為をいいます。 この選挙運動は次のようにおこなわれなければならない。 ① 選挙運動期間は立候補の届出後選挙の期日の前日までです。 ② 事前運動といわれる立候補届出前の選挙運動は禁止されています。 ③ 選挙の時、〇〇選挙事務、選挙分会長、選挙管理

掲示板

インフルエンザの予防接種 インフルエンザ予防接種を次のとおり実施します。 ① 接種希望者は当日会場まで申し込んでください。ただし、小・中学校生徒は学校でおこないます。 ② 時間は午後一時三十分から午後三時までです。 ③ 料金は小学校入学前乳幼児一同につき六十円、十五才以上一同につき百円。 ● 日程表

会場	第一回	第二回
湖北小	11月9日	11月16日
布佐小	11月10日	11月17日
二小	11月11日	11月18日
一小	11月12日	11月19日
小四	11月13日	11月20日
小	11月14日	11月21日

十一月は申告所得 税第二期分の納期 国税の納税については、平素からご協力を戴き厚くお礼申し上げます。ご承知のように十一月は申告所得税第二期分の納期です。十一月一日から十一月三十日までの間に銀行または税務署の窓口で納めてください。納税がおくれますと、十一月一日から延滞料がかかります。十一月中に完納いたしますようお祈りいたします。

町の財政はこのようになっている

昭和39年4月から9月＝財政事情の公表

低い一般会計の収入

支出は三十二パーセント

収入は全体で三十九パーセントとやや低い数字が出ていますが、これは国、県補助金、町債の収入が下期になるためで、そのほかは大体順調に収入されています。昨年同期の収入は四十パーセントでした。

支出は全体で三十二パーセントと低調ですが、収入とにらみあわせておこなうので低くなっています。昨年同期の支出は三十六パーセントでした。

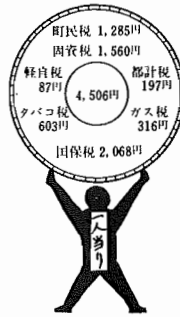
なお、下半期に残された仕事は多くあり、第四小学校建設、三小給食室の建設

町営住宅建設、道路事業など、これらの仕事に努力し本年度の事業を完成したいと思えます。

健康保険と天王台土地整理、古屋簡易水道の三會計です。

国民健康保険事業、簡易水道事業も順調に進み、天王台土地整理事業はだいぶおこないましたが、ことしから事業に着手することになりました。この事業については関係者のみなさんのご協力をお願いいたします。

わたくしたちの町税負担



町民税	5,805円
固定資産税	7,048円
軽自税	394円
たばこ消費税	2,723円
電気ガス税	1,428円
都市計画税	888円
国保税	2,068円
計	20,354円

町の借金は、ことし9月末日調べでは総額122,806千円あります。したがって1人当たり3,836円1世帯当たり17,330円です。

昭和39年度に行なう事業

事業名	金額
総務費	861
○一部事務組合負担金	571
○事務改善のため機具	290
民生費	140
遊園地新設	140
衛生費	12,089
○一部事務組合負担金	2,446
○し尿処理場工事	5,500
関係費	350
清掃車購入	2,893
労働費	8,103
○失業対策事業	2,659
○内職関係自動車購入	5,204
農林水産業費	240
○農業防除薬品代	2,443
○農産物運搬費	948
○南部土地改良区負担金	368
○関係費	358
商工費	600
商工関係振興負担金	600
土木費	26,608
○一部事務組合負担金	476
○道路工事費材料費	1,834
○都市下水道事業	7,601
公園新設事業	3,353
町営住宅建設事業	500
○街路事業費	6,580
消防費	2,370
消防自動車、貯水池及びホース等購入	3,894
教育費	4,315
湖小、布小給食室排水三小ゴミ焼却炉工事	4,315
湖小手洗所工事	301
○布中湖中排水工事	80
○小、中学校備品購入	100
我中旧校舎整備費	1,037
4小、建設工事本年度及び3小、給食室設備費	80
(○印は実施済)	19,735

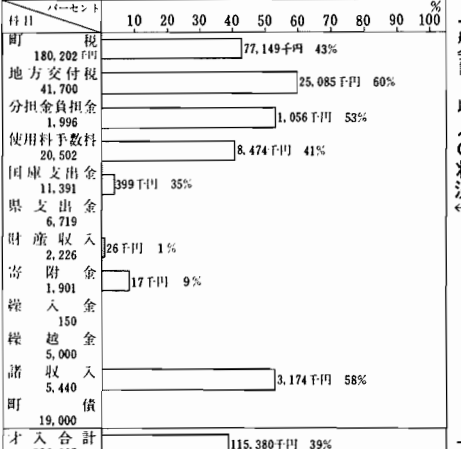


最近の市町村財政が相当苦しくなっているということは、新和町などをご存知のことと思いますが、本町も年々苦しくなっています。本町の場合人口はふえています、その割に収入はふえていません。したがって年間収入の使いみちは、ほぼ決まっています。一方、諸経費の上昇によって需要額

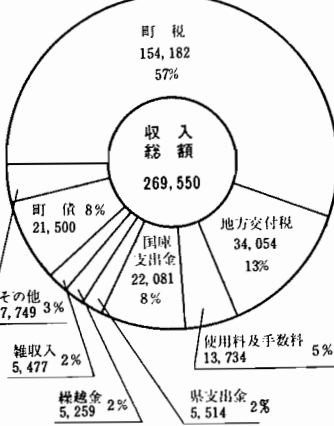
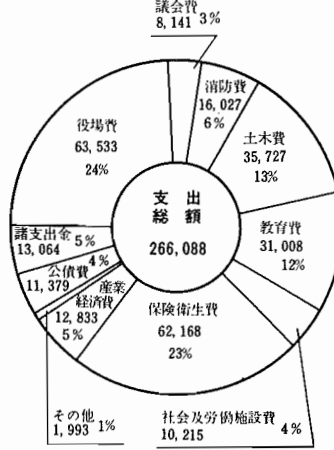
はふえるばかりです。一定の収入しかないため毎年事業費にあてられる額は大体同じくらいですが、事業もその年度限りのものはよいとして、ほとんどの事業はあとでこの維持管理の費用がかかります。たとえば、消防団常備部、し尿処理場などがそれです。本年度これらの費用に約二千九百万円があたりては、消防団常備部、し尿処理場、給食施設などの管理、運営もひとつの大きな事業といえます。しかも、毎年の事業費から、この額だけ不足するということが、簡単

でしよう。本町が将来大きく発展するためにも、これからの建設計画をたて、議会の同意を得て毎年着実に事業をおこない、町民みなさんの要望にこたえたいと考えます。財政公表にあたり、町財政の実情をのべ、みなさんのご理解とご認識を得て健全な町財政の運営について積極的なご協力をお願いいたします。

町長 鈴木和喜



一般会計 収入の状況



38年度決算 39年度予算 性質別対照表 単位千円 (右表上下)

町の財産状況 ↓



38年度決算 一般会計 住宅会計 清掃会計を含む 単位千円 (左表上下)

